独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)((附則第七条関係)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

法(平成十五年法律第 号)第二十条の政令で定める事務 「業務の範囲」 (業務の範囲)	改 正 案
(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (主による集取 (中 社 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	現